

- (1) 情報提供の可能性のある区域の検討について
 - ① いちき串木野市沖について
 - ② 江口沖，吹上沖及び加世田沖について
 - ③ 阿久根市における検討の動きについて
- (2) 国における公募制度の見直しについて
- (3) その他
 - 令和8年度における県事業について

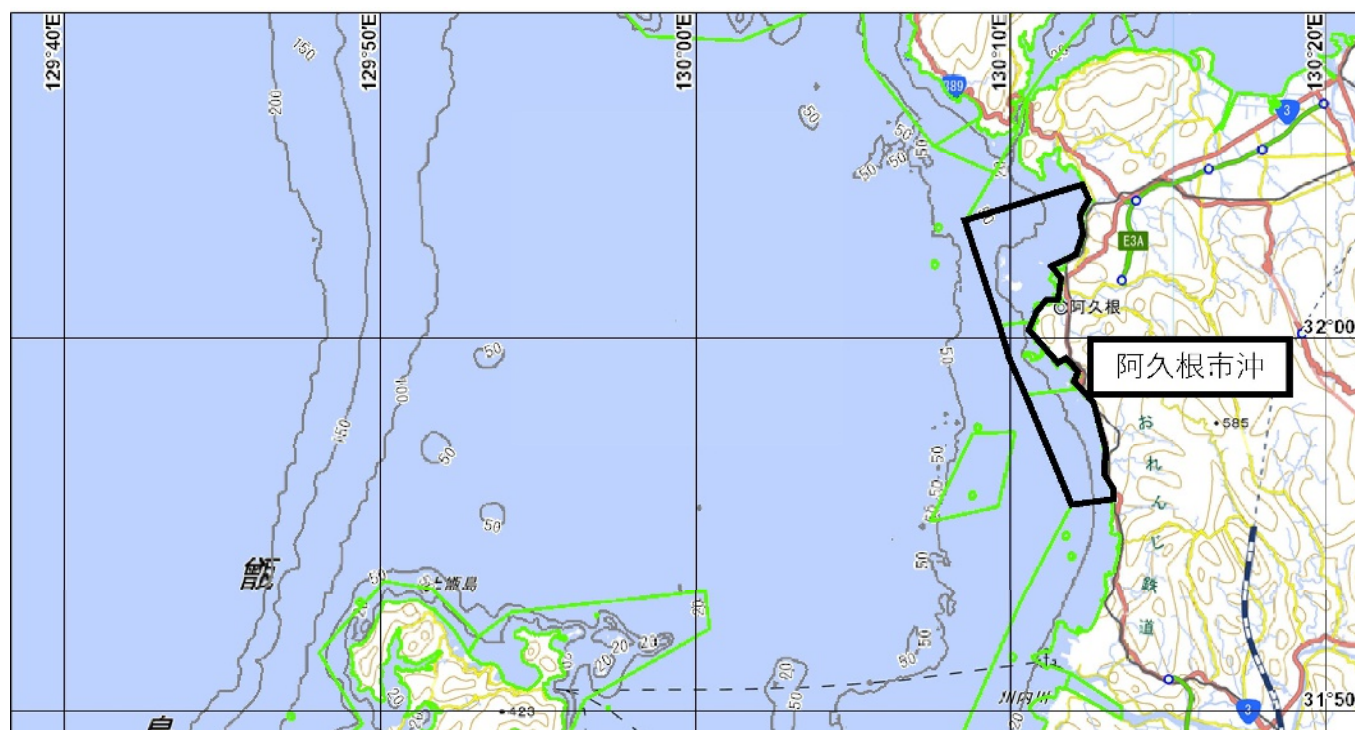
● 江口沖, 吹上沖及び加世田沖について

○ 各区域に対する地元自治体の意見

区 域	主 な 意 見
日置市 江口沖 吹上沖	<ul style="list-style-type: none"> 市としては, 中立的な立場で情報収集に努めてきたところであり, 引き続き, その立場に変わりはないが, 洋上風力発電について, 市民に幅広く関心を持っていただき, 議論を深めていただく必要があると考えている。 今年度, 日置市では, 地域と共生した再生可能エネルギーの導入の基盤を整備するため, 再エネゾーニングマップの素案の作成を進めてきた。この中で, 地域における市民参加型のワークショップも通じて, 再エネについての理解促進を図ったところ。 来年度も, ゾーニングマップの精緻化を進めるにあたって, 市民ワークショップの開催を予定している。この取り組みも通じながら, 洋上風力も含めて, 地域と共生した再生可能エネルギーの導入について議論を深めてまいりたい。
南さつま市 加世田沖	<ul style="list-style-type: none"> 市のスタンスとしては, これまでと変わりなく, 洋上風力発電については, 中立の立場で漁業者をはじめ様々な方の意見を聞いているところである。 漁協からは, 漁獲量の減少など多くの難しい状況から, 洋上風力発電事業の様々な波及効果に大きな期待を寄せているとの声がある一方で, 風車設置による漁業等への影響の懸念や昨今の自然災害の発生に伴う洋上風車の耐久性等への心配の声なども出されている。 市としては, 今後も本研究会を通じて各漁協の状況や考えを随時共有しながら, 情報提供の希望については, 漁協の意見を丁寧に聞いて, 市の意向を整理したいと考えている。

● 阿久根市における検討の動きについて①

区 域	漁協名	内 容
阿久根市沖 (鹿共第8号を除く共同漁業権内)	北さつま漁協	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年1月27日, 臨時総代会を開催し, 「阿久根市沖」の洋上風力発電の国への情報提供に賛成する決議を提案。 その結果, 令和4年に採択している反対決議を上書きする形で, 当該決議が承認された。 風況等の課題があるが, 情報提供の可能性のある区域として研究会での協議を進められたい。

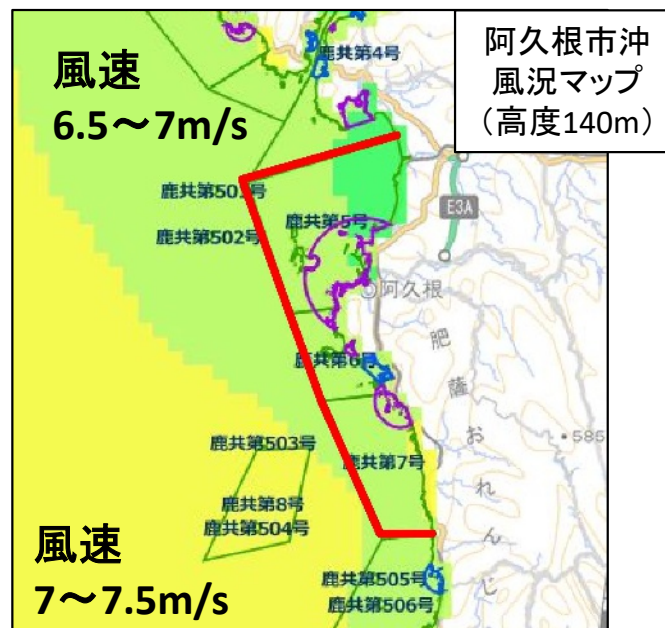


(仮称)ゼロカーボンシティ計画を策定

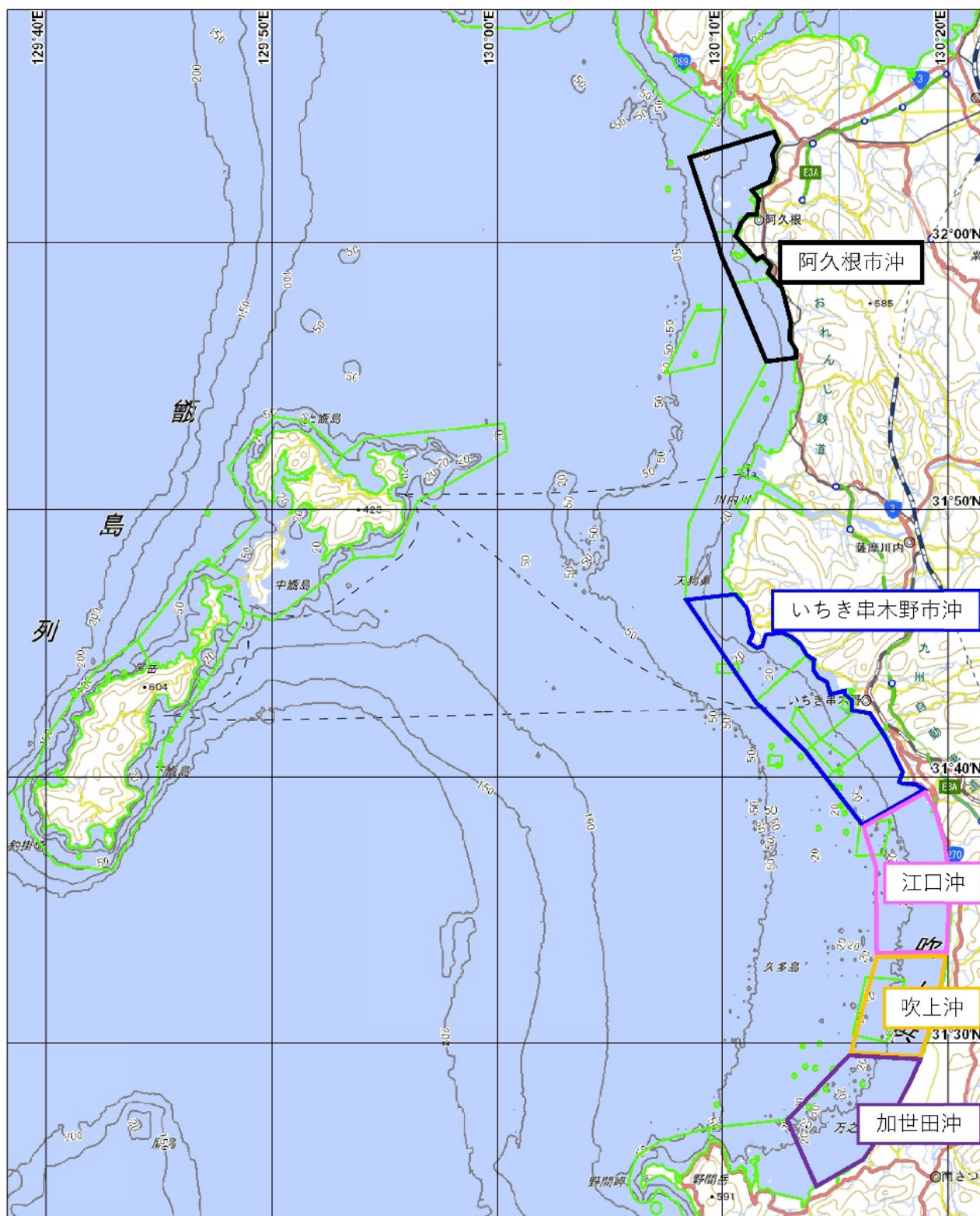
- 阿久根市全体の脱炭素化を進めるため市民・事業者・行政が一体となって取り組むためのロードマップを作成
- 再生可能エネルギーの活用が必要であり、その一つとして洋上風力発電を位置づけており、検討会を設置して、関係者・有識者等と協議を進める。
- 市民向け講演会等を開催し、再生可能エネルギーへの理解促進を図る。

(今後の主な検討事項)

阿久根市沖の共同漁協権内において、洋上風力発電の導入可能性を検討するに当たり、阿久根市沖の風況(基準:平均7m/s)や海底地盤の状態が事業実施に与える影響について、整理が必要と考えている。



薩摩半島西方沖における検討区域



国土地理院(GIS) | 海上保安庁(JCG) | 水産庁

出典: 海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/>) を加工して作成

共同漁業権

- (1) 情報提供の可能性のある区域の検討について
 - ① いちき串木野市沖について
 - ② 江口沖，吹上沖及び加世田沖について
 - ③ 阿久根市における検討の動きについて
- (2) 国における公募制度の見直しについて
- (3) その他
 - 令和8年度における県事業について

● 三菱商事等の撤退

撤退理由

※ 秋田県由利本荘市沖等法定協議会資料（R7.9.4）抜粋

2025年8月27日（水）撤退を経済産業省・国土交通省に申し入れました。

- 事業性再評価にあたっては、事業会社を構成する各社と共に、取り得る様々な手を尽くして検討してまいりましたが、足元の事業環境においては、開発は継続できないとの判断に至ったものです。
- コスト面については、新型コロナウイルスの蔓延やウクライナ危機に端を発し、とりわけサプライチェーンの逼迫、インフレ、為替、金利上昇など、洋上風力業界を取り巻く事業環境が世界的に大きく変化し続けた結果、想定を遥かに超えてコストが膨らみました。
- 再評価の過程では、コントラクターの皆様から新しくご提案を頂きながら、最適化の検討を進めました。それでも、入札時当初見込んでいた金額と比較して、建設費用は2倍以上に膨らんでおります。これに加え、将来、コストが更に変動するリスクも存在すると考えております。
- 一方、収入面については、事業期間の延長や、FIPへの移行等が審議会で議論されていることから、これらの施策も含めて、コスト増に対応する方策も検討しましたが、仮にこれらが実現した場合においても、事業継続は困難との結論に至りました。
- その他にも、工程の見直しや、風車等の変更といった可能性も含め、当社として取り得るあらゆる手段を精査いたしましたが、足元の事業環境においては、開発の継続は難しいと判断いたしました。

● 撤退の要因分析について

※ 国の合同会議資料の要点を県で整理し作成

撤退の要因

(1) 公募当時の評価基準

- 公募の評価基準と供給価格について
 - ・ 公募評価結果では、事業実現性評価点による点差よりも価格点による点差が大きく、事業者選定に際し価格点が大きく作用。
 - ・ その要因は、当時の公募制度が、価格点に大きな点差が生じ得る評価基準となっていた中で、三菱商事等から、他の公募参加者と比較して顕著に安価な供給価格が提案されたことにあった。

(2) 公募選定後の事業環境の変化等

- これまでの三菱商事へのヒアリング結果等によれば、今般の事業撤退に至った最大の要因は、公募選定後に生じた事業環境の変化等により、事業の採算性を確保することが著しく困難であるとのビジネス判断をせざるを得ない状況に陥ったことにあると考えられる。
- より具体的には、こうした状況に陥った要因は、特に以下の2点にあったと分析される。
 - ① 事業環境の変化等による建設費用の増加
事業のコスト面において、インフレ、為替、金利上昇等の事業環境の変化やサプライチェーンの逼迫等の複合的要因により、公募参加時に見込んでいた金額と比較して、建設費用が2倍以上に増加。
 - ② コスト増加に対応した収入確保の困難
事業の収入面において、本合同会議で決定又は議論された各種施策（FIP制度への移行、価格調整スキームの導入、事業期間の延長）を前提としても、こうしたコスト増加を賄うだけの収入を確保できる見込みが立たなかった。

● 国による公募制度の見直し①

【事業実現性評価の配点の見直し】

※ 国の合同会議資料の要点を県で整理し作成

- 洋上風力発電については、国内サプライチェーンの構築が十分でなく、風車等の設計や調達に時間を要するほか、特殊施工船の需給逼迫リスクが顕在化しており、このような状況下で過度な迅速性を追求した場合には、実現性の乏しい事業計画が提出される可能性がある。
- 迅速性よりも事業の完遂をより重視する必要があることから、迅速性評価の配点を引き下げ、事業計画の実行面及び電力安定供給の配点を引き上げる。

第2・3R公募		第4R以降公募	
事業実施能力 (80点)	事業実施の迅速性	20点	事業実施の迅速性 10点
	事業計画の基盤面 ○事業実施体制・実績 (6点) ○資金・収支計画 (14点)	20点	事業計画の基盤面 20点 ○事業実施体制・実績 (6点) ○資金・収支計画 (14点)
	事業計画の実行面 ○運転開始までの事業計画 (16点) (スケジュール、配電、設備構造、施工計画、工事工程) ○運転開始以降の事業計画 (4点) (維持管理、撤去)	20点	事業計画の実行面 25点 ○運転開始までの事業計画 (20点) (スケジュール、配電、設備構造、施工計画、 工事工程) ○運転開始以降の事業計画 (5点) (維持管理、撤去)
	電力安定供給	20点	電力安定供給・ サプライチェーン形成 25点
地域調整、波及効果 (40点)	関係行政機関の長等との調整能力	10点	関係行政機関の長等との調整能力 10点
	周辺航路、漁業等との協調・共生	10点	周辺航路、漁業等との協調・共生 10点
	地域への経済波及効果	10点	地域への経済波及効果 10点
	国内への経済波及効果	10点	国内への経済波及効果 10点
事業実現性評価点 (120点)		事業実現性評価点 (120点)	

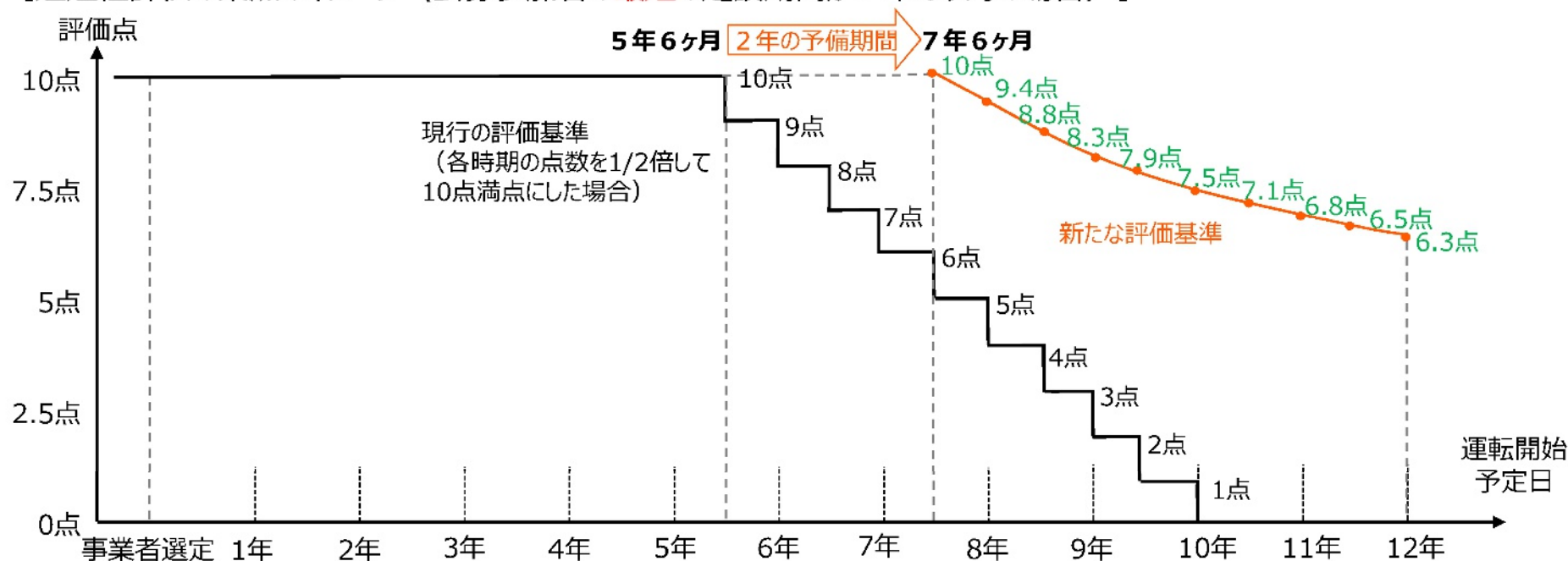
● 国による公募制度の見直し②

【スケジュールの柔軟性の確保】

※ 国の合同会議資料の要点を県で整理し作成

- 現行の迅速性の評価基準では、第2ラウンドの全公募参加者の運転開始までの平均期間等を踏まえ、5年6か月を満点とし、開発期間に応じて減点していく段階評価を採用。
- 風車メーカーやサプライヤーとの価格交渉力を確保する観点から、通常の工程で想定される運転開始時期に2年間の予備期間を設けた上で、公募参加者が提案する建設期間（選定から運転開始までの期間）に応じた相対評価に見直す。

【迅速性評価の素点のイメージ（公募参加者の最短の建設期間が7年6ヶ月の場合）】

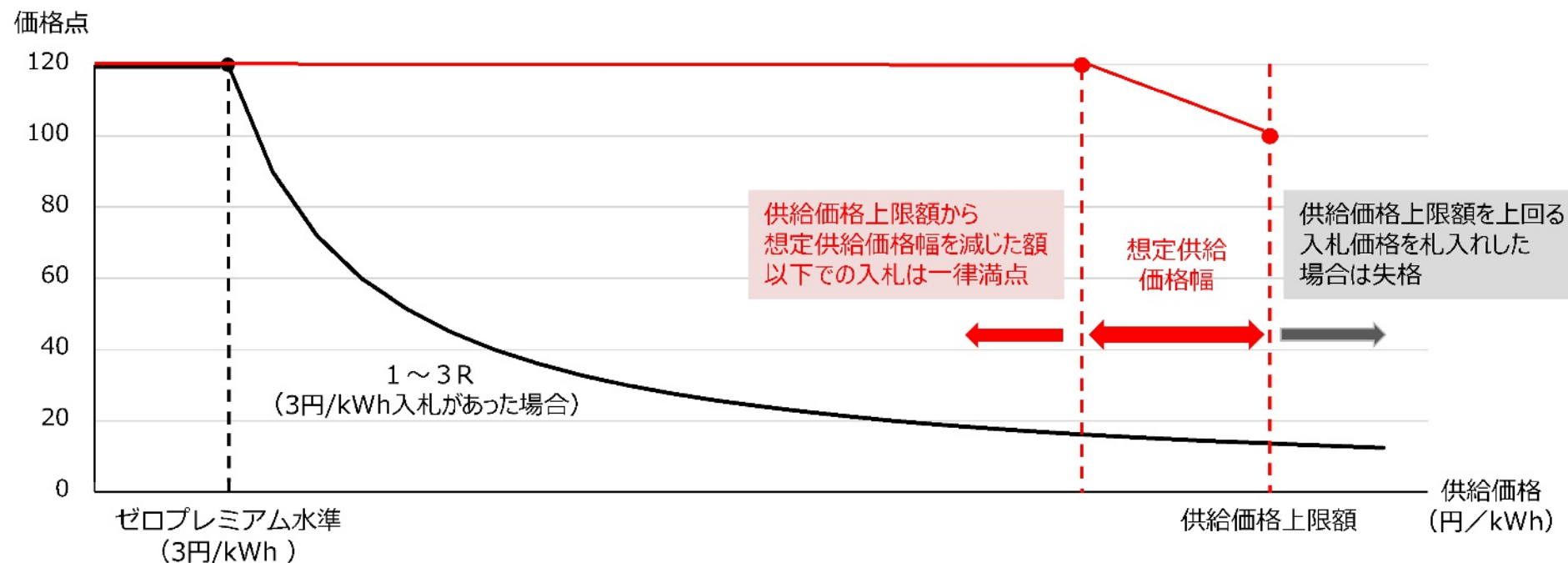


● 国による公募制度の見直し③

【適切な供給価格による入札の確保】

※ 国の合同会議資料の要点を県で整理し作成

- 第2・第3ラウンドでは、1事業者でもゼロプレミアム水準で入札があった場合には、事実上、他の事業者も同水準で入札しなければ落札できない仕組みであったため、適切な供給価格で入札されるよう価格点の設計を見直す。
- 「事業者が現実的な創意工夫を講じることを想定した価格」と「供給価格上限額」の間の価格幅として、新たに「想定供給価格幅」を設定し、価格点について、供給価格上限額から想定供給価格幅を減じた額以下での入札に対しては満点（120点）を与え、供給価格上限額での入札に対し付与する価格点については、黎明期である現時点では100点を与える。



● 国による公募制度の見直し④

【選定事業者が撤退した際のルールの設定】

※ 国の合同会議資料の要点を県で整理し作成

○ 今後の公募の参加資格の停止

- 選定事業者が撤退した場合には、その後初めて事業者選定が行われる公募（事業撤退時点で公募が開始しているものを含む。）に参加できないこととする。
- 選定事業者が撤退した場合の参加資格停止の対象には、選定事業者だけでなく、選定事業者の親会社や、当該親会社の選定事業者以外の子会社を含めるなど、現行以上の規律を検討する。

○ 地盤等のデータ提供

- 選定事業者が撤退する場合は、当該事業者が保有する地盤等のデータを、その後に実施される再公募に参加しようとする事業者に対して無償で提供することに関する規定を設ける。

※ 洋上風力発電に関する事業環境整備

<一定要件下における海域占用許可の更新の原則化>

洋上風力発電の事業実施に係る公募占用計画の有効認定期間（30年）終了後における海域占用について、選定事業者が占用許可の更新を希望する場合、

- ① 当該促進区域を引き続き促進区域として指定することが妥当であること。
 - ② 選定事業者が事業を継続することが、電力の安定的・経済的な供給の観点から合理的であること。
 - ③ 選定事業者による占用が占用許可審査基準に適合すること。
- ①～③の全てに該当する場合、原則、占用許可の更新を認める。ただし、更新により認められる占用期間は、最大10年となる。

(参考)国における公募制度の見直し

○ 出典元

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/yojo_furyoku/index.html

- ◆ 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ【経済産業省】
- ◆ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会【国土交通省】

} 合同会議

第41回合同会議（令和7年12月17日）資料

- 資料1 洋上風力発電に係る第1ラウンド公募事業の撤退要因等の分析
- 資料2 洋上風力事業を完遂させるための事業環境整備
- 資料3 洋上風力事業を完遂させるための新たな公募制度

- (1) 情報提供の可能性のある区域の検討について
 - ① いちき串木野市沖について
 - ② 江口沖，吹上沖及び加世田沖について
 - ③ 阿久根市における検討の動きについて
- (2) 国における公募制度の見直しについて
- (3) その他
 - 令和8年度における県事業について

● 令和8年度 洋上風力発電検討事業の概要

● 洋上風力発電に関する研究会の開催

(1,270千円)

<目的>

洋上風力発電に関する現状・課題等の共有を図りながら、薩摩半島西方沖における国への情報提供の可能性について検討する。

➤ 関係者による個別の協議が基本

➤ 研究会（全体）の開催

○ 開催内容

関係者協議に係る経過報告，その他洋上風力発電の現状等の情報共有 等

○ 開催回数

2回程度

● いちき串木野市沖に係る取組

(25,124千円)

- ① フォトモンタージュ作成
- ② 経済波及効果の算定
- ③ 船舶交通量の調査及び調査結果に基づく区域図（航路反映）の作成

※ ①及び②の公表等を通じて，地域住民の理解醸成を図る。

令和8年度予算額（案） 26,394千円